

市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理(案)

2023年12月27日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

通信政策特別委員会

目次

論点1 ユニバーサルサービスの基本的考え方	4
1. 現状と課題	4
2. 論点	4
【論点 1-1】 ユニバーサルサービスに位置付ける役務	4
【論点 1-2】 ユニバーサルサービス責務	6
論点2 電話のユニバーサルサービス	7
1. 現状と課題	7
2. 論点	8
【論点 2-1】 ユニバーサルサービスに位置付ける役務(公衆電話を除く) ...	8
【論点 2-2】 公衆電話の扱い	9
【論点 2-3】 ユニバーサルサービス責務	11
【論点 2-4】 交付金制度	12
【論点 2-5】 料金の低廉性の確保	12
【論点 2-6】 メタル回線の縮退	13
論点3 ブロードバンドのユニバーサルサービス	14
1. 現状と課題	14
2. 論点	14
【論点 3-1】 ユニバーサルサービスに位置付ける役務	14
【論点 3-2】 ユニバーサルサービス責務	16
【論点 3-3】 交付金制度	18
【論点 3-4】 料金の低廉性の確保	19
論点4 NTT 東西の自己設備設置要件	20
1. 現状と課題	20
2. 論点	20
【論点 4-1】 設備の自己設置要件	20
【論点 4-2】 設備の設置概念	21
論点5 NTT 東西の業務範囲(本来業務)	22
1. 現状と課題	22
2. 論点	22
【論点 5-1】 県域業務規制の扱い	22
【論点 5-2】 本来業務の範囲	23

【論点 5-3】 NTT 東西の分離	24
【論点 5-4】 制度見直しの留意事項	25
論点6 NTT 東西等の地域電気通信業務以外の業務.....	26
1. 現状と課題.....	26
2. 論点	26
【論点 6-1】 NTT 東西の地域電気通信業務以外の業務	26
【論点 6-2】 NTT 持株による事業の実施の在り方	28
論点7 NTT のグループ経営における公正競争環境の確保.....	28
1. 現状と課題.....	28
2. 論点	29
【論点 7-1】 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等	29
【論点 7-2】 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方	30
論点8 電気通信事業法における競争ルールの在り方.....	32
1. 現状と課題.....	32
2. 論点	32
【論点 8-1】 卸電気通信役務に係る規律	32
【論点 8-2】 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制	33
【論点 8-3】 電話時代の規制・ルール.....	34
【論点 8-4】 5G(SA)時代の機能開放.....	34
論点9 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方	35
1. 現状と課題.....	35
2. 論点	35
【論点 9-1】 ネットワークの仮想化・クラウド化	35
論点 10 我が国の情報通信産業の国際競争力の強化	37
1. 現状と課題.....	37
2. 論点	37
【論点 10-1】 国際展開の推進	37
【論点 10-2】 研究開発の推進	39
論点 11 外資規制	40
1. 現状と課題.....	40
2. 論点	40

【論点 11-1】 NTT に対する個別審査と総量規制	40
【論点 11-2】 NTT 以外の主要事業者に対する規制	42
論点 12 外国人役員規制	44
1. 現状と課題	44
2. 論点	44
【論点 12-1】 NTT に対する規制	44
【論点 12-2】 NTT 以外の主要事業者に対する規制	44
論点 13 政府の株式保有義務	45
1. 現状と課題	45
2. 論点	45
【論点 13-1】 政府の株式保有義務	45
【論点 13-2】 黄金株の発行	46
論点 14 各種認可事項等	47
1. 現状と課題	47
2. 論点	48
【論点 14-1】 各種認可事項等の在り方	48
【論点 14-2】 社名の変更	49

論点1 ユニバーサルサービスの基本的考え方

1. 現状と課題

- ① ユニバーサルサービスは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務(電気通信事業法第7条)であり、従来、①不可欠性(国民生活に不可欠であること)、②低廉性(誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること)、③利用可能性(全国どこでも利用可能であること)が基本的3要件とされてきた。
- ② 電話のユニバーサルサービスについては、NTT法でNTT持株・東西に電話のあまねく提供の責務を課している。また、電気通信事業法でメタル固定電話を中心とした具体的な対象サービスを定め、不採算地域の維持費用の一部を支援する交付金制度が設けられており、2006年度以降交付金制度が運用され、NTT東西に交付金が交付されている¹。
- ③ 他方、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、2022年の電気通信事業法改正により、不採算地域の維持費用の一部を支援する交付金制度が創設されたが、あまねく提供の責務が課されていないため、未整備地域の解消が進まない、既に整備された地域から撤退すること等が懸念され、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供に支障が生じるおそれがある。
- ④ メタル固定電話は、1997年の約6,300万契約をピークに減少傾向にあり、現在、約1,500万契約。他方、IP電話を含めると、固定電話は、約6,000万契約の水準。また、固定ブロードバンドは、約4,500万契約に達している。
- ⑤ NTTからは、老朽化しコスト効率が悪化するメタル設備は、2035年頃を目途に縮退せざるを得ない旨が表明。

2. 論点

【論点 1-1】ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、従来どおり、基本的3要件(①不可欠性、②低廉性、③利用可能性)に照らして検討していくことが適当ではないか。この際、「不可欠性」ではこれを満たすために必要な役務の品質、「低廉性」では利用者料金の水準、「利用可能性」では役務の普及状況を特に勘案することが求められるのではないか。

¹ 令和5年度の補填額は67億円(令和4年度の赤字額588億円)。

- 現在のユニバーサルサービスは、無線も一部(電話:不採算地域でのワイヤレス固定電話、ブロードバンド:ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型²⁾)あるが、有線(電話:メタル固定電話、ブロードバンド:FTTH・HFC)が中心であるところ、検討に当たっては、技術中立性や、不採算地域での設備の整備・維持の効率性等も考慮し、無線サービスの更なる活用を検討すべきでないか。
- この際、検討対象の無線サービスは、ワイヤレス固定サービス(専用型)、ワイヤレス固定サービス(共用型)、モバイルサービス、HAPS による通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービスが考えられるが、どうか。

(参考)【論点 1-1】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(メタル回線の縮退)

- ・ モバイルや通話アプリの普及拡大に伴い、NTT 東西のメタル設備を用いた固定電話(加入電話・ISDN 等)の利用は大幅に低下し、数年後には 1,000 万契約を下回る見込みであり、赤字は拡大している。NTT 東西としては、老朽化しコスト効率が悪化するメタル設備は縮退せざるを得ない(2035 年頃を想定)。

(ユニバーサルサービスに位置付ける役務の考え方)

- ・ ユニバーサルサービスの在り方を議論するに当たっては、利用環境の変化や技術の進展を踏まえ、何が国民に不可欠なサービスであるかを改めて検討することが必要。
- ・ ユニバーサルサービスとするブロードバンドサービスの通信性能の最低要件を具体的な想定用途から明確にし、それを実現する通信形態を提供地域に合わせて、最も効率的なコストになるよう選択できる仕組みが望ましい。

(ユニバーサルサービスに位置付ける具体的な役務)

- ・ 今後とも NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきかについて議論が必要。
- ・ モバイルについて、普及台数やサービス利用の自由度に加えて、将来的な遠隔操作等のサービス提供可能性、空白地帯の整備費用などの要素を考慮すると、ユニバーサルサービスの対象はモバイルに変更することが将来的に望ましい。

² 固定通信サービス向けに専用の無線回線(地域 BWA やローカル 5G)を用いて提供する固定ブロードバンド。

- ・ 電話及び固定ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすべき。
- ・ 情報通信インフラは、固定回線のみならず、NTN を含むモバイルなど、時代に合ったものとする必要がある。

【論点 1-2】ユニバーサルサービス責務

- 通信のユニバーサルサービス責務は、IP 化やブロードバンド化等の進展に対応し、固定電話中心から、ブロードバンドを軸に、無線も活用した制度に見直すべきではないか。
- この際、ユニバーサルサービス責務については、以下の二種類があるところ、ユニバーサルサービスに位置付ける役務の提供状況等を踏まえつつ、安定性と効率性のバランスを取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するため、いずれが適切かについて検討することが必要ではないか。
 - あまねく提供責務：他事業者の提供地域でも、サービスの提供責務を負う。（＝現在の NTT 法上の電話の責務）
 - 最終保障提供責務（ラストリゾート責務）：提供事業者がいない地域に限りサービスの提供責務を負う。（＝他事業者の提供地域では責務は負わない）
- ユニバーサルサービス責務を見直す場合、国民の不安や不利益につながらないように、固定電話の責務の見直しとブロードバンドの責務の新設を一体的に進めて制度的な空白が生じないようにする必要があるのではないか。
- メタル固定電話は、未だ約 1,500 万契約存在すること、また、固定ブロードバンドは、約 4,500 万契約に達しているものの、未整備地域が存在し直ちにその解消が図られないこと等を考慮すると、責務の見直しと新設を一体的に進める場合において、制度的空白が生じないようにするためには、どのように進めることが具体的に考えられるか。

(参考)【論点 1-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(IP 化・ブロードバンド化を踏まえた制度見直し)

- ・ ユニバーサルサービスの責務について、電話からブロードバンドへ時代に即した見直しが必要。

(制度的空白の発生の回避)

- ・ 規律の廃止と新設を一体的に進め、責務の制度的な継続を担保することに留意されたい。

【事業者等からの主な意見】

(IP化・ブロードバンド化を踏まえた制度見直し)

- ・ メタル設備の縮退にあたっては、モバイルや光回線電話やワイヤレス固定電話等の提供エリアを拡大することによって、全国に代替サービスを提供することが考えられ、その実現に向けては、全国で提供可能となるよう制度等の見直しも必要になる。
- ・ FTTH が自宅まで担保されれば光 IP 電話により電話役務の提供が可能であり固定電話の需要にも応えられること、未来永劫メタル回線を維持することは非現実的であることから、徐々に光ファイバに制度の軸足を移すべき。

論点2 電話のユニバーサルサービス

1. 現状と課題

- ① 電話のユニバーサルサービスは、電気通信事業法において、当初は、「㉞メタル固定電話、公衆電話、緊急通報」であったが、その後、メタル回線の老朽化の進展等を踏まえ、「㉟メタル固定電話相当の光 IP 電話(光回線電話)やワイヤレス固定電話(携帯電話網を利用した固定電話)」がメタル固定電話の代替として利用可能となった。
- ② また、公衆電話については、利用が大幅に減少している状況を踏まえつつ、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を引き続き確保する観点から、設置基準が緩和されるとともに、「㉟災害時用の特設公衆電話」がユニバーサルサービスに追加された。
- ③ 交付金制度による支援については、㉞³は対象だが、追加された㉟⁴・㉟⁵は対象外となっている。
- ④ NTT 東西は、役務の安定的提供等を確保する観点から自己設備による役務提供

³ 脚注1参照。

⁴ ワイヤレス固定電話については、省令改正により令和6年1月1日以降、交付金制度の支援対象。

⁵ 特設公衆電話については、通話料部分が交付金制度の支援対象外。

が原則とされているため、NTT 東西が(他者設備である)モバイル網を利用して提供するワイヤレス固定電話(共用型)については、不採算地域等に限定して認められている。

- ⑤ 料金については、NTT 東西のメタル固定電話、公衆電話には、プライスキップ規制(一定の基準で定めた上限価格を上回る料金設定は認可制)が課されており、これまで当該規制が実質的に電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性確保の役割を果たしてきた。
- ⑥ このような中、NTT から、老朽化しコスト効率が悪化するメタル設備は、2035 年頃を目途に縮退せざるを得ない旨が表明。

2. 論点

【論点 2-1】ユニバーサルサービスに位置付ける役務(公衆電話を除く)

- 現在、電話とブロードバンドがユニバーサルサービスとなっているが、メタル固定電話の契約数が減少し、2035 年を目途としたメタル回線の段階的縮退に関する考えが表明される中で、基本的3要件(①不可欠性、②低廉性、③利用可能性)に照らして、ユニバーサルサービスに位置付ける役務(光 IP 電話や無線サービス等)の扱いを含めて、電話のユニバーサルサービスの在り方について、どのように考えるか。
- また、ブロードバンドのユニバーサルサービスが確保されれば、電話はその付加サービスとしてあまねく利用可能となるため、電話単体をユニバーサルサービスとする必要性は低下するが、以下の「低廉性」要件との関係も含め、どう考えるか。
 - 従来から、NTT 東西のメタル固定電話の基本料(NTT 東日本:1,700 円・住宅用3級局)が「低廉性」の基準とされ、この料金水準で利用できるメタル固定電話は未だ約 1,500 万契約存在している。
 - 約 4,500 万契約ある IP 電話は、ブロードバンドのオプションサービスであり、電話単体では低廉(NTT 東日本・ひかり電話 500 円)であるが、加えてブロードバンド料金(NTT 東日本:戸建て 5,200 円)が必要となるため、「低廉性」の要件を満たさないとされている。

(参考)【論点 2-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(ユニバーサルサービスに位置付ける具体的な電話の役務)

- ・ 固定電話をユニバとすること自体を切り捨てるのは乱暴。電話について、不採算地域以外にもメタル固定電話以外の技術による提供を検討してもよい。

【事業者等からの主な意見】

(ユニバーサルサービスに位置付ける具体的な電話の役務)

- ・ メタルの固定電話を将来にわたって継続することは現実的でない。NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきか議論が必要であり、仮に電話サービス等を引き続き対象とする場合は、光を全世帯に敷設するよりも、国民に広く普及しているモバイルによる効率的かつ利便性の高い仕組みをめざすべき。
- ・ IP 電話も含めた固定電話(約6千万世帯)に一定のニーズがあることにも留意。
- ・ 生活に不可欠なユニバーサルサービスとして維持すべき電話の対象は、IP電話及びワイヤレス固定電話。
- ・ 固定電話の減少と携帯電話の普及を踏まえ、電話のユニバーサルサービスとしては公衆電話の他、携帯電話の音声通信、緊急通報とすることが適当。
- ・ 携帯電話をユニバーサルサービスとすることは現時点では適切ではない。

【論点 2-2】 公衆電話の扱い

- 公衆電話は、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、電話のユニバーサルサービスに位置付けられているが、以下の点を踏まえ、今後の位置付けについてどのように考えるか。
 - 公衆電話の提供に用いられるメタル回線はコスト効率が悪化し、携帯電話も普及している状況にあり、国民負担の観点からは、コストミニマムな方法が求められること
 - 携帯電話には、災害時の基地局停波のリスク、非常時のバッテリーの問題、未保有者が一定数存在などの課題があること
 - 公衆電話を光サービスで提供可能とするための追加コスト(バッテリー設置や課金機能の開発・実装等)が必要となること

- 諸外国の公衆電話では、米国は当初からユニバーサルサービスの対象外、EU 主要加盟国(仏、独、伊、西)はユニバーサルサービスの対象外に見直し、英、韓、豪はユニバーサルサービスの対象となっていること
- 災害時等の通信手段の確保の観点から、公衆電話に代えて、特設公衆電話の普及を進めることについてどう考えるか。また、公衆電話の光回線対応について、タブレットで対応することも考えられ、ベンチャー等の参加を得て検討すべきでないか。

(参考)【論点 2-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(災害時の通信手段の確保)

- ・ 災害時等の通信手段の確保の観点から、公衆電話に一定のニーズがあることにも留意。

【事業者等からの主な意見】

(公衆電話のユニバーサルサービスへの位置付け)

- ・ 固定電話の減少と携帯電話の普及を踏まえ、電話のユニバーサルサービスとしては公衆電話の他、携帯電話の音声通信、緊急通報とすることが適当。(再掲)
- ・ 米については、公衆電話のユニバーサルサービス義務がなく、EU 主要加盟国(仏、独、伊、西等)においては、公衆電話のユニバーサルサービス義務の廃止等や電話機の撤去を進めていることも踏まえ、公衆電話のユニバーサルサービス義務は、廃止も含め、モバイルによる代替等、国民負担の観点からコストミニマムな方法の検討が必要。

(災害時の通信手段の確保)

- ・ 公衆の場所への特設公衆電話の設置を普及させていくことで災害対策をしていくことがこれから重要。
- ・ 公衆電話や災害時用公衆電話を維持強化することは、NTT の重要な役割。
- ・ 社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、当面一定数は必要だが、内容や提供方法は、光ファイバへの移行等も踏まえて今後検討が必要。

【論点 2-3】ユニバーサルサービス責務

- 【論点 2-1】で仮に電話のユニバーサルサービスを維持するとした場合、ユニバーサルサービス責務も引き続き維持することでよいか。維持する場合、安定性と効率性のバランスを取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、ユニバーサルサービスに位置付けるサービスの提供状況等を踏まえ、当該責務は、従来のあまねく提供責務と最終保障提供責務のいずれが適当か。
- 現在、電話のユニバーサルサービス責務は NTT に課されているが、約 1,500 万のメタル固定電話の契約者に対して当該責務に基づきユニバーサルサービスを提供していることや、電話の提供における無線サービスの更なる活用の可能性等を踏まえ、当該責務を引き続き NTT に課すことの適否を含め、当該責務を担う主体をどう考えるか。
- 仮に NTT に責務を引き続き課す場合、老朽化しコスト効率が悪化するメタル回線の円滑な縮退を可能とする観点から、NTT 東西の自己設備設置要件の趣旨(後述)を踏まえつつ、現在、不採算地域に限定されているワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃など、他者設備を利用して電話の責務を履行できる範囲を拡大することについて、どのように考えるか。

(参考)【論点 2-3】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(電話のユニバーサルサービス責務)

- ・ 固定電話をユニバとすること自体を切り捨てるのは乱暴。(再掲)

(役務の提供方法)

- ・ 電話について、不採算地域以外もメタル固定電話以外の技術による提供を検討してもよい。(再掲)
- ・ 他者設備の更なる利用を含め、経済合理的な方法を選択可能とすべき。

【事業者等からの主な意見】

(電話のユニバーサルサービス責務)

- ・ 「電話」の全国提供義務は時代にそぐわない。
- ・ 電話のあまねく義務はメタル回線から光ファイバに移行すべきだが、あまねく義務

自体の撤廃は、公益性の高い通信の確保に支障をきたすことに留意。

【論点 2-4】 交付金制度

- 仮に電話のユニバーサルサービスや責務を維持する場合は、交付金制度⁶も引き続き維持することでよいか。維持する場合、現在、電話のユニバーサルサービスに位置付けられるサービスであっても、交付金制度の支援対象でないものもあるが、支援対象サービスの範囲など、交付金制度の在り方についてどのように考えるか。

(参考)【論点 2-4】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(支援対象サービスの範囲)

- ・ メタルの固定電話を将来にわたって継続することは現実的でない。NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきか議論が必要であり、仮に、電話サービス等を引き続きユニバーサルサービスの対象とする場合は、光を全世界帯に敷設するよりも、国民に広く普及しているモバイルにより効率的かつ利便性の高い仕組みをめざすべき。(再掲)
- ・ 携帯電話はユニバーサルサービスとすることは現時点では適切ではない。(再掲)
- ・ 生活に不可欠なユニバーサルサービスとして維持すべき電話の対象は、IP電話及びワイヤレス固定電話。(再掲)

【論点 2-5】 料金の低廉性の確保

- 電話のユニバーサルサービスは、電気通信事業法上、基礎的電気通信役務と規定されるが、基礎的電気通信役務には料金の低廉性を確保する規律はなく、NTT 東西のメタル固定電話等が、特定電気通信役務(独占的サービスのうち利用者利益への大きい役務)としてプライスカップ規制を課される結果、電話のユニバーサルサービスの料金の低廉性が実質的に確保されてきた。

メタル固定電話等の需要の減少が大きく、相対的に利用者利益への影響が低下していることから、特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制については、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の料金の低廉性を確保する仕組みへの見直しも含め検討することが必要と考えられるが、どうか。

⁶ 脚注1参照。

(参考)【論点 2-5】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(低廉性を確保した役務提供の在り方)

- ・ 他者設備の更なる利用を含め、経済合理的な方法を選択可能とすべき(再掲)

【事業者等からの主な意見】

(低廉性を確保した役務提供の在り方)

- ・ メタルの固定電話を将来にわたって継続することは現実的でない。NTT 東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきか議論が必要であり、仮に電話サービス等を引き続きユニバーサルサービスの対象とする場合は、光を全世界帯に敷設するよりも、国民に広く普及しているモバイルによる効率的かつ利便性の高い仕組みをめざすべき。(再掲)

【論点 2-6】メタル回線の縮退

- 2035 年頃を目途にメタル回線の縮退を進める場合、利用者や事業者等に不測の支障が生じないように留意して行う必要があるところ、メタル回線の円滑な縮退を実現するためには、NTT や国等においてどのような取組が必要となるか⁷。

(参考)【論点 2-6】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(メタル回線廃止の必要性)

- ・ メタル回線の維持限界に伴い、メタル回線のサービスを廃止すること自体はやむを得ない。
- ・ 技術の進展に応じた設備更新は十分想定され得る。

(メタル回線の円滑な廃止)

- ・ 2035 年頃にはメタル回線が維持限界を迎える。メタル回線の全廃には 10 年ほどかかることを踏まえ、今から検討が必要。
- ・ 2035 年という廃止時期の適切性は、メタル回線の早期廃止による光ファイバ整備

⁷ 光回線を用いた電話単体サービスとして、ひかり電話ネクスト(基本プラン 2,750 円/月)がある。

促進の効果と、メタル回線ユーザーの移行期間の確保の双方を考慮した上で判断されるべきものであり、そのためにも、メタル回線のサービス廃止・移行計画等については、ユーザーや卸先・接続事業者に対して十分前もって開示することで、適切な廃止時期の検討を促進することが必要。

論点3 ブロードバンドのユニバーサルサービス

1. 現状と課題

- ① 現在、ブロードバンドのユニバーサルサービスは、FTTH、CATV(HFC方式)とワイヤレス固定ブロードバンド(専用型⁸)。
- ② ワイヤレス固定電話が電話のユニバーサルサービスとされる一方、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型⁹)はブロードバンドのユニバーサルサービスとされていない。
- ③ ブロードバンドでも、交付金制度は導入された(現在コスト算定等の詳細を検討中)が、ユニバーサルサービス責務は、特定の者に課されておらず、また、現在の電気通信事業法の規定においては参入・退出が原則自由となっているため、事業者の判断でサービスが提供されなくなるおそれ。
- ④ 電話のユニバーサルサービス制度では、特定電気通信役務に対するプライスキヤップ規制により、料金の低廉性が実質的に担保されているが、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、料金の低廉性を担保する仕組みがない。

2. 論点

【論点 3-1】 ユニバーサルサービスに位置付ける役務

- ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務は、基本的3要件(①不可欠性、②低廉性、③利用可能性)に照らした場合、現時点では、品質や料金水準(定額制)等の面から、光ファイバ等(FTTH、CATV(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型))を原則とすべきではないか。
- その上で、不採算地域では、効率的な整備・維持が必要となることや、相対的に利用者数が少なく輻輳が生じにくいと考えられること等に鑑み、基本的3要件を踏まえつつ、例外的に無線の更なる活用も検討することが適当ではないか。

⁸ 脚注2参照。

⁹ 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線(携帯電話網)を用いて提供する固定ブロードバンド。

- 活用対象となる無線としては、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)、モバイルサービス、HAPS による通信サービス、衛星コンステレーションによる衛星通信サービスが考えられるところ、以下の点などを考慮して検討を深める必要があるのではないか。この際、「未整備地域」「既存提供者の撤退地域」「公設地域」「離島」などの地域区分に応じた検討も必要でないか。他に留意すべき点はあるか。
 - 各無線サービスの現状(品質・料金水準や利用状況)や課題、将来性等
 - 公設設備には、放送用の光ファイバが含まれている場合もあること
 - 提供手段の拡大は、交付金の支援区域の縮小に繋がること¹⁰

(参考)【論点 3-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(ユニバーサルサービスに位置付ける具体的なブロードバンドサービス)

- ・ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象として検討すべき。
- ・ ブロードバンドのユニバーサルサービスとして、NTN やモバイルは技術革新に合わせて活用すれば良いが、現時点で NTN は海外のサービスしかなく、モバイルは速度が担保されていない。モバイルについては、今後、求められる水準を議論することと、条件不利地域で安定的に接続するための技術開発が必要。

【事業者等からの主な意見】

(ユニバーサルサービスに位置付けるブロードバンドサービスの考え方)

- ・ ブロードバンドサービスの提供に当たっては、過疎地域においても、都市部と比較して通信の利便性、品質、安定性、料金の平等性が確保されるべき。

(ユニバーサルサービスに位置付ける具体的なブロードバンドサービス)

- ・ ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段としては、将来の技術革新やコスト面も考慮し、光ファイバだけでなく、モバイル、NTN も検討すべき。
- ・ 衛星やモバイル等について、離島や山間部等を経済合理性のみで判断するのは不適切。外国事業者に 100%依存する衛星ブロードバンドの経済安全保障上のリ

¹⁰ 支援区域は、1 者以下提供地域であることが必要。

スクも含め、NTT 東西による提供方法の検討など、地域の実情を踏まえた検討が必要。

- ・ 衛星やモバイルは、料金や速度、安定性の観点で現実の使用に耐えない場合もある。特にモバイルは、安定的な使用のために基地局までの光ファイバが必要であり、大きな技術革新がない限り、固定の方が安定している。
- ・ 携帯ブロードバンドサービスは固定ブロードバンドサービスと比較して、通信の特性の違いから、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては必ずしも十分でないことから、現状においては FTTH/CATV(HFC 方式)/ワイヤレス固定 BB(専用型)が適当だが、光インフラを整備できないような場所へのサービス提供のための手段として、ワイヤレスやNTNなど新しい技術を用いることの検討は必要。
- ・ 各種 NTN(衛星等)については国内でのサービス展開、技術的課題有無の精査並びに制度整備が十分ではなく、ユニバーサルサービスとしての是非を論じるには時期尚早。

【論点 3-2】ユニバーサルサービス責務

- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務については、安定性と効率性のバランスを取りながら日本全国におけるあまねく提供を確保するためには、以下の点などを踏まえると、最終保障提供責務とすることが適当ではないか。
 - 現在、電話のユニバーサルサービスでは、NTT にあまねく提供責務が課されているが、電話のユニバーサルサービスの中心であるアナログ固定電話については、その提供に必要なメタル回線の約 99%は NTT 東西が保有していること
 - ブロードバンドは、未整備地域や公設地域も存在する中で多様な設備設置事業者が競争的に役務提供し、西日本を中心に電力系事業者やケーブルテレビ事業者のみが提供する地域も存在するため、まずは NTT 東西や他の設備設置事業者が連携しながらユニバーサルサービスを提供し、それでもなお生じる未整備地域等について責務を課することが適当であること
- 最終保障提供責務については、電電公社から線路敷設基盤を承継した NTT がその役割を担うことの適否を含め、当該責務を担う主体をどう考えるか。また、【論点 3-1】の活用可能な無線の範囲や【論点 3-3】の交付金のコスト算定等は、NTT 東西に対する負担にも留意しつつ検討することが適当ではないか。

- 上記に関連し、【論点 3-1】の活用可能な無線の範囲の検討の際には、自己設備設置要件の趣旨を踏まえつつ、NTT 東西が他者設備を利用してブロードバンドの責務を履行できることを認めることについてどのように考えるか。

(参考)【論点 3-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(最終保障提供責務の考え方)

- ・ ラストリゾートという、①未提供地域、②提供者の撤退地域、③民設移行を図る公設地域があると考えられ、責務の範囲について議論をする際には、どこまでを対象とするか留意が必要。

【事業者等からの主な意見】

(ユニバーサルサービス責務)

- ・ 「光ファイバ」の全国提供義務は必要。

(最終保障提供責務を担う主体)

- ・ ユニバーサルサービスは、各地域で最適な方法で最適な事業者が担うべきであり、固定電話とブロードバンドサービスの両方を含めて電気通信事業法に統合すべき。また、モバイルや将来的には NTN も含めて、ユニバーサルサービス対象化の検討が必要。これらを実現したうえで、「必要十分かつ過大でない交付金制度の実現」「モバイルを含めた柔軟かつコストミナムな提供手段の導入」等が整えば、手を挙げる事業者がない地域において、NTT 東西としてラストリゾート責務を担っていく覚悟。
- ・ 英・仏・独では、サービス提供を行う事業者がない場合には、国がサービス提供を行う事業者を指定する仕組みが確立されていることも踏まえた検討が必要。
- ・ ブロードバンドの整備において、NTT がラストリゾート責務を担うことに賛成。
- ・ ブロードバンドの未整備地域の解消等について NTT が公共的な役割を果たすことを強く期待している。
- ・ ブロードバンドのあまねく提供には、公共性のある民間事業者である NTT の協力が不可欠。
- ・ ブロードバンドのあまねく提供について、他事業者も排除しないが NTT でないと

現実的には難しい。

(電気通信事業法における規定)

- ・ 特定の事業者に出退を禁じるあまねく責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題あり。

【論点 3-3】 交付金制度

- **【論点 3-1】**で、ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付けられるサービスは、交付金制度の支援対象とすることでよいか。
- 最終保障提供責務が課される者に対する交付金の水準は、当該責務に伴い生じる不採算地域の赤字額を補填する必要がある一方、交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、最終保障提供責務が課される事業者の非効率性を排除する必要がある点を考慮して、どう考えるか。その他、交付金の算定に関して検討すべき点はあるか。

(参考) **【論点 3-3】**に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(交付金の支援対象)

- ・ ブロードバンドの提供手段として無線を活用することは当然だが、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金の支援対象としてどこまで含むかはより深い議論が必要。
- ・ ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスに位置づけ、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金の支援対象としようとする、一者提供の地域が縮小するため結果として交付金の対象地域が狭くなってしまふという事態が生じるおそれがある。

【事業者等からの主な意見】

(交付金の支援対象)

- ・ 仮にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも

懸念される。

(交付金の水準等)

- ・ ユニバーサルサービスは、各地域で最適な方法で最適な事業者が担うべきであり、固定電話とブロードバンドサービスの両方を含めて電気通信事業法に統合すべき。また、モバイルや将来的には NTN も含めて、ユニバーサルサービス対象化の検討が必要。これらを実現したうえで、「必要十分かつ過大でない交付金制度の実現」「モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入」等が整えば、手を挙げる事業者がない地域において、NTT 東西としてラストリゾート責務を担っていく覚悟。(再掲)

【論点 3-4】 料金の低廉性の確保

- プライスキャップ規制が課される電話と異なり、ブロードバンドには、料金の低廉性を確保する規制が課されていないが、この点についてどのように考えるか。都市部では、引き続き事業者間の競争を通じて料金の低廉性を確保すれば足りるか。
- 他方、不採算地域では、都市部と異なり、事業者間競争を通じた料金の低廉性の確保が期待しにくく、コストに応じた料金が設定される場合、都市部に比べて高い料金となることが懸念。このような地域間の料金格差が生じないようにするための措置についてどのように考えるか。交付金の交付を受ける事業者には一定の措置を講ずることも考えられるか。

(参考)【論点 3-4】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(低廉性確保の仕組み)

- ・ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、料金の低廉性を担保する仕組みを検討することは重要。他方で、特別支援区域の整備促進に事業者が躊躇する金額になるのも望ましくなく、バランスを取ることが必要。
- ・ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、地方と都市部の料金格差をなくすため、例えば、適格電気通信事業者の指定要件に低廉化に関する担保措置を入れることなども考えられる。

【事業者等からの主な意見】

(低廉性を確保する仕組み)

- ・ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後求められる。
- ・ ブロードバンドサービスの提供に当たっては、過疎地域においても、都市部と比較して通信の利便性、品質、安定性、料金の平等性が確保されるべき。

論点4 NTT東西の自己設備設置要件

1. 現状と課題

- ① NTT東西は、電電公社から全国規模の線路敷設基盤を受け継ぎ、自ら電気通信設備を設置・運用することにより、他者の経営判断にかかわらず、電気通信役務の安定的な提供の確保が可能となっている。すなわち、「全国規模の線路敷設基盤の保有・運用」と当該基盤上での「自己設備の設置・運用」が相まって、全国規模での役務の安定的提供を実現している。
- ② ネットワークの仮想化やクラウド化等が進展するとともに、特に不採算地域では設備の効率的な整備・運用が必要となる中で、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を図ることも一つの有効な手段として考えられている。

2. 論点

【論点4-1】設備の自己設置要件

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となるところ、その趣旨等を踏まえ、自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。

(参考)【論点4-1】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(自己設置要件の緩和)

- ・ NTT東西の判断で機動的に設備のシェアリングやオフバランス化による効率的な構築・運用が可能となるよう、設備の自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可については見直しが必要。

- ・ 設備の自己設置義務の緩和は、基幹インフラ維持に支障が生じる蓋然性が高いこと、設備が第三者に譲渡されると必ずしも第三者が国民の利益のために活用するとは限らないこと、一種指定設備の規律を免れることが可能になることから反対。

(自己設置要件の緩和の条件)

- ・ 設備の自己設置義務の緩和は、ワイヤレス固定電話の提供要件のように、著しく不経済となるエリアにおいて例外的に他者設備を利用する場合に限るべき。

【論点 4-2】 設備の設置概念

- 電気通信事業法は、設備の「設置」の有無に着目した規律の体系となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「設備の継続的な支配・管理」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。

(参考)【論点 4-2】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(設備の「機能」に着目した規制)

- ・ 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」にも着目した規制であるとの認識であり、本規制により国際競争力強化を阻害している認識はない。

(設備の「設置」の解釈)

- ・ 技術基準に限らず、加入者識別番号 (IMSI) の利用条件や、「設備の設置」の解釈等、クラウドネイティブな情報通信ネットワークの実現に向けて障害となっている規制について、速やかに見直しが必要。

論点5 NTT 東西の業務範囲(本来業務)

1. 現状と課題

- ① NTT 法では、NTT 再編時(1999 年)は、地域通信と長距離通信の区分が公正な競争の促進を図る上で重要であったことに鑑み、NTT 東西は、長距離通信(県間通信・国際通信)を担わない会社とされ、県内に閉じる通信(県内通信)の媒介が本来業務とされるとともに、本来業務は、原則としてそれぞれ東日本地域と西日本地域で行うことが必要とされている。
- ② NTT 東西は、NTT 法で別々の株式会社と規定されており、東西間の合併が禁止されるとともに、県内通信に限定する業務範囲規制(県域業務規制)により県をまたぐことが想定される移動通信事業や ISP 事業等を営むことが禁止されている。これにより、新たに県をまたぐ移動通信事業を営むことが禁止されるだけでなく、全国で移動通信事業を営む NTT ドコモ等との合併も禁止されることとなる。
- ③ IP 化の進展により登場したブロードバンドや光 IP 電話は、地域通信と長距離通信を区分した料金・サービス体系ではなく県間通信を伴うものであるため、NTT 東西は、NTT 法上の活用業務の届出をして特例的に実施してきたところ、2025 年に PSTN(回線交換網)が IP 網に完全移行すると、メタル固定電話の県内通話も、東京又は大阪のルータを経由する県間通信となり活用業務の届出が必要となるため、メタル固定電話、光 IP 電話やブロードバンドといった基幹的なサービスは、全て本来業務の範囲では実施できないサービスとなる。

2. 論点

【論点 5-1】 県域業務規制の扱い

- IP 化の進展により、県内サービスと県間サービスを区分して競争を促進する意義が希薄化している状況を踏まえ、県域業務規制は、見直しが必要ではないか。

(参考)【論点 5-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(県間業務の本来業務化)

- ・ NTT 東西の業務範囲について、移動通信業務など公正競争に重大な影響を与えるおそれのある業務を除き、少なくとも固定通信の県間業務は本来業務化することが必要。

【事業者等からの主な意見】

(県域業務規制の意義の希薄化)

- ・ NTT 東西の業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れてきている。

【論点 5-2】本来業務の範囲¹¹

- NTT 東西の県域業務規制について県内通信の制約を撤廃する場合、NTT 東西は、それぞれ東日本地域又は西日本地域で「他人の通信を媒介する電気通信業務」を広く実施可能と考え得るところ、NTT 東西には、これまで禁止されてきた移動通信事業や ISP 事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないか。
- この禁止される公正競争に重大な影響を及ぼす業務の詳細については、引き続き検討を深めることが適当ではないか。

(参考)【論点 5-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(移動通信事業や ISP 事業の禁止の維持)

- ・ ISP 事業における競争が NTT 法の構造規制により実現されてきたことを踏まえれば、地域通信と移動通信を競争上区別する重要性も失われていないと考えられ、NTT 東西の移動通信事業や ISP 事業の禁止は、引き続き維持すべき。

【事業者等からの主な意見】

(移動通信事業や ISP 事業の禁止の維持)

- ・ 公正競争上の観点から、移動体や ISP 等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要。
- ・ 業務区分撤廃により NTT 東西がインターネット接続に進出可能となると ISP 市場が崩壊する懸念がある。

(NTT 東西による公正競争条件の遵守)

- ・ NTT 東西は、現行の電気通信事業法の規定に基づき、接続に関するルールや事

¹¹ 地域電気通信業務(本来業務)の自己設備設置要件については、【論点 4-1】参照。

業者の公平性の担保等、公正競争条件を遵守しており、引き続き公正競争条件を遵守していく考え。

(NTT グループの統合や一体営業等)

- ・ NTT と他事業者との公正競争確保のためには、NTT 東西と他のグループ会社との事業再統合の防止が必要で、NTT 法の業務範囲規制や合併等の認可手続は引き続き必要。
- ・ NTT 東西と NTT ドコモを統合する考えはないが、担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法で NTT 東西の移動体通信事業・ISP 事業への進出禁止や NTT 東西と NTT ドコモの統合禁止を規定して頂いて構わない。
- ・ 業務範囲の見直しにより NTT グループの商材を活用した一体営業等が可能になると、公正競争阻害のおそれがある。
- ・ NTT 東西の業務範囲の見直しにおいては、旧国営企業と民間企業との間で平等な競争条件が確保されることが重要。

【論点 5-3】 NTT 東西の分離

- NTT 東西の分離は、「両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等(ヤードスティック競争)による非効率性の排除」、「NTT 東西が相互参入し得る市場構造に改めることによる、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」の観点から導入されたところ、当該観点及び以下の意見等を踏まえ、NTT 東西の分離についてどのように考えるか。
 - NTT は、経営の必要に応じて東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しを要望
 - 他方、競争事業者からは、NTT 東西が統合されると NTT の競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者が淘汰される可能性があるとの意見
 - また、NTT 東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題との意見

(参考)【論点 5-3】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(NTT 東西の統合)

- ・ NTT 東西の統合も選択肢となる見直しを希望。
- ・ NTT 東西が統合されると NTT の競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者淘汰の可能性あり。
- ・ NTT 東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題。

(NTT 東西と他 NTT グループ企業の統合)

- ・ NTT 東西と NTT ドコモ、NTT 東西と NTT データ、NTT 東西と NTT コミュニケーションズの合併は考えていない。
- ・ NTT 東西とドコモ等の統合による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念。
- ・ NTT 東西とドコモの合併禁止、グループ内取引の監視・検証強化が必要。

【論点 5-4】 制度見直しの留意事項

- NTT 東西の業務範囲に関する制度の見直しは、規律の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じるのではないかと懸念。

(参考)【論点 5-4】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(制度的空白の発生の回避)

- ・ 制度見直しは、規律の廃止と新設を同時に進めないと空白が生じ、公正競争上の問題が大きい。

【事業者等からの主な意見】

(制度的空白の発生の回避)

- ・ 公正競争確保に関する NTT 法と電気通信事業法の改正が必要となる場合、同時に改正することが必要。

論点6 NTT 東西等の地域電気通信業務以外の業務

1. 現状と課題

- ① 1999年のNTT再編時は、NTT東西の業務を地域電気通信業務(及び目的達成業務)に限定していたが、その後のインターネットの普及等、電気通信分野における環境が大きく変化したため、2001年のNTT法の改正により、「NTT東西が本来業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務」(活用業務)を、総務大臣の認可により地域電気通信業務以外の業務を営むことを認めた(2011年のNTT法の改正で事前届出に緩和)。
- ② 活用業務の実施は、「本来業務への支障」と「公正競争への支障」が生じない範囲で認められている。すなわち、過大な投資や設備・職員の転用により、本来業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと及びネットワークのオープン化や必要不可欠な情報へのアクセスの同等性が確保されるなど、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲で行われることが必要とされている。
- ③ NTTからは、地域産業の活性化や地方創生の推進のため、地域課題に対するトータルソリューションの提供を求められることから、地域電気通信業務以外の業務も可能になるよう業務範囲規制を見直すよう要望があった。

2. 論点

【論点6-1】NTT東西の地域電気通信業務以外の業務

- 地域課題に対するトータルソリューションの提供といった地域電気通信業務以外の業務については、活用業務として総務大臣への届出を行うことで実施できる可能性はあるが、以下の点などを踏まえ、本来業務として実施が禁止される電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除き、より自由に実施可能とすることについてどのように考えるか。より自由に実施可能とする場合、何らかの要件を課すことが必要か。仮に要件を課すことが必要な場合、どのような要件が考えられるか。
 - 活用業務には、以下の制約があること
 - ・ 活用業務は、地域電気通信業務の設備・技術・人員等を活用する業務に限定される。
 - ・ 活用業務の実施は、「本来業務への支障」と「公正競争への支障」が生じない範囲に限定される。

- このような制約の中で、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった地域電気通信業務以外の業務が、NTT 法上、活用業務で実施可能かは必ずしも明確ではないこと¹²
- 競争事業者からは、NTT 東西が自ら非通信系サービスを提供することが可能となった場合や、NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になった場合、公正競争阻害のおそれがあるといった懸念が示されていること

(参考)【論点 6-1】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(地域産業の活性化)

- ・ 地域産業の活性化等に向け、NTT 東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。

(NTT 東西による公正競争条件の遵守)

- ・ NTT 東西は、現行の電気通信事業法の規定に基づき、接続に関するルールや事業者の公平性の担保等、公正競争条件を遵守しており、引き続き公正競争条件を遵守していく考え。(再掲)

(NTT グループの一体営業等)

- ・ NTT 東西とNTTドコモを統合する考えはないが、担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法で NTT 東西の移動体通信事業・ISP 事業への進出禁止や NTT 東西とNTTドコモの統合禁止を規定して頂いて構わない。(再掲)
- ・ NTT と他事業者との公正競争確保のためには、NTT 東西と他のグループ会社との事業再統合の防止が必要で、NTT 法の業務範囲規制や合併等の認可手続は引き続き必要。(再掲)
- ・ 業務範囲の見直しにより NTT グループの商材を活用した一体営業等が可能になると、公正競争阻害のおそれがある。(再掲)
- ・ NTT 東西の業務範囲の見直しにおいては、旧国営企業と民間企業との間で平等な競争条件が確保されることが重要。(再掲)

¹² 例えば、2018 年に NTT 東より総務省に相談のあった「RPA(人間が PC を使って行う作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行・自動化する仕組み)を用いた業務改善コンサルティングは、経営コンサルティングに該当するため、活用業務として認められない」と判断された事例がある。

【論点 6-2】 NTT 持株による事業の実施の在り方

- NTT からは、NTT 持株が事業を実施できるようにしてほしいとの要望があるが、以下の点についてどう考えるか。
 - 仮にNTT 東西とNTTドコモ等の協業に係る事業(移動通信事業やISP 事業)など、NTT 東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業を NTT 持株が行うこととなれば、公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきでないと考えられること
 - 他方で、研究成果の事業化など公正競争上の懸念が生じないケースについては、これを認めても特段の支障が生じないとも考えることもできること

(参考)【論点 6-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(NTT 持株による事業実施)

- ・ 研究成果の実用化に向けた事業立ち上げ等本来業務に資する場合は原則自由とし、移動通信事業やISP 事業のように、公正競争上問題がある場合は例外禁止といった、メリハリをつけた規制が望ましい。

【事業者等からの主な意見】

(NTT 持株による事業実施)

- ・ 研究開発成果の活用にあたっては、研究所が持株会社に属しているにもかかわらず、NTT 法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らにとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあり、新たな技術を積極的に活用し、自ら事業を立ち上げ成長させる、あるいは軌道に乗ったタイミングで子会社化や合弁会社化を図る等の戦略も選択できるよう、業務範囲規制を見直していただきたい。

論点7 NTT のグループ経営における公正競争環境の確保

1. 現状と課題

- ① NTT 東西は、電電公社から承継した線路敷設基盤を特別な資産として独占的に保有しており、こうした資産を保有したまま完全民営化するのであれば、公正競争

を阻害するとの強い懸念から、一部の競争事業者等は、NTT 東西のアクセス部門の資本分離を求めている。

- ② なお、資本分離(完全分社化)や構造分離(グループ内分社化)といった構造的な措置については、過去にも議論され、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」取りまとめ(平成 22 年 12 月 14 日)を踏まえ、NTT 株主への影響、実現に要する時間やコスト、設備競争への影響等の観点からも総合的に考慮し、当時は採用しなかったもの。
- ③ また、NTT は、NTT データ・ドコモ・コムウェアの分社時、NTT 東西・NTT コミュニケーションズの再編時に策定された累次の公正競争条件(例:NTT 持株とNTT データ・ドコモ間の在籍出向の禁止等)について、市場競争や競争環境の変化を踏まえた見直しを要望。

2. 論点

【論点 7-1】 NTT 東西のアクセス部門の資本分離等

- NTT 東西のアクセス部門の資本分離について、以下の意見などを踏まえ、どう考えるか。これ以外にも、NTT が現状のまま運営する方法や国有化して事業者に運営を委託する方法なども考えられるが、どうか。
 - ▶ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等からは、公社承継資産・ボトルネック設備を保有する NTT 東西が完全民営化される場合、NTT 東西と NTT ドコモ等の連携が容易となり、モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響が及ぶとの意見
 - ▶ NTT からは、NTT 東西のアクセス部門の資本分離は、ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込まれない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等のリスクを招くとの意見
 - ▶ オプテージ、STNet からは、光ファイバの設備競争が減退するとの意見

(参考)【論点 7-1】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(資本分離への懸念)

- ・ NTT 東西のアクセス部門の資本分離や別会社化は、ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込めない、自然災害等に対する迅速な

復旧対応等に影響を及ぼす等のリスクを招くため、行うべきではない。これまで日本が世界に先駆けて FTTH の普及を達成したこと等を踏まえ、引き続き、現在の体制でネットワーク構築・提供に取り組むことが最適。

- ・ 公正競争確保の規定はあるが、ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備・運用の懸念がある。
- ・ NTT 東西の固定アクセス網を分離し、インフラ会社を設立すると、設備競争が減退する可能性がある。

(資本分離の必要性)

- ・ 政府・NTT・競争事業者等が応分に出資するほか、取締役も派遣する等で、アクセス会社のインフラを利用する事業者の意向が公平に働く仕組みをもって、国や多様なプレイヤーがアクセス会社に関与する形態も一案。
- ・ 完全民営化等するのであれば、その前に特別な資産を保有するアクセス部門の資本分離が不可欠。

【論点 7-2】 NTT に対する累次の公正競争条件の在り方

- NTT に対する累次の公正競争条件は、NTT の各種事業の分離や再編時に、NTT の巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、経営の向上を図る等の観点から策定されたが、NTT は以下の見直しを要望。NTT に対する累次の公正競争条件について、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、どのように考えるか。
 - NTT 持株と NTT データ・NTT ドコモ間の在籍出向の禁止・取引条件の公正性
 - NTT 持株・東西の研究開発成果の NTT ドコモ・NTT コムウェア・NTT コミュニケーションズへの開示における他事業者との公平性
 - NTT 持株・東西と NTT データ・NTT ドコモ・NTT コムウェア・NTT コミュニケーションズとの共同調達の禁止

(参考)【論点 7-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(電気通信事業法と NTT 法の両輪による規制の必要性)

- ・ 電気通信事業法には NTT のグループ内再編について事前審査する仕組みがな

く、独禁法の企業結合審査の対象外であるため、同法と NTT 法の両方で公正競争確保を図る必要あり。

【事業者等からの主な意見】

(公正競争条件の見直し)

- ・ NTT データ・NTTドコモ・NTT コムウェアの分社時、NTT 東西・コム再編成時に策定された累次の公正競争条件のうち、「持株と NTT データ・NTT ドコモ間の在籍出向禁止・取引条件の公平性」、「研究開発成果の開示の公平性」、「共同調達の禁止」については、市場や競争環境の変化を踏まえ、見直すことが適当。

(独占回帰に対する抑制)

- ・ 独占回帰は常にけん制すべきで、NTT の在り方は定期的な検証・見直しが必要。
- ・ NTT の経営の自由度を高める法改正は、NTT の独占回帰を進め、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があり、公正な競争環境を確保するための十分な議論が必要。
- ・ NTT 組織再編が行われた場合には、携帯、ネット(ISP 含め)、電話、放送等の情報通信サービスが共通パッケージとして一体的に提供されることが可能となる結果、市場の寡占化による競合他社の市場退出が生じる懸念がある。

論点8 電気通信事業法における競争ルールの在り方

1. 現状と課題

電気通信事業法は、固定通信ではアクセス回線のボトルネック性、移動通信では電波の有限希少性等に着目して、接続ルール等の行為規制(非構造的措置)を定めているところ、固定通信市場(特に固定電話市場)の規律が移動通信市場の規律よりも相対的に強く、また、卸よりも接続に対する規律が相対的に強い等の構造となっている。

【固定通信市場・移動通信市場においてシェアの大きい事業者に対する規制】

	固定通信市場 (50%超の加入者回線シェア:NTT 東西)		移動通信市場 (10%超の端末シェア: NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
	アナログ固定電話	ブロードバンド・IP 電話	
接続に係る規制	接続約款の認可 (LRIC 接続料 ¹³)	接続約款の認可(実 際費用ベース接続料)	接続約款の届出(実際費用ベース接 続料)
卸電気通信役務 に係る規制	業務届出	業務届出	業務届出
利用者料金規制	上限価格制(上限価 格を超える場合は認 可が必要)	約款の届出制	なし
禁止行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の目的外利用 ・不当に優先的な取扱い等 ・メーカー等への不当な規律・干渉 ・一定のグループ会社との役員兼任 等 		(収益シェア 25%超:NTTドコモ) <ul style="list-style-type: none"> ・情報の目的外利用 ・グループ内事業者に対する不当に優 先的な取扱い

2. 論点

【論点 8-1】卸電気通信役務に係る規律

- 卸電気通信役務の規律が接続に係る規律よりも相対的に弱いことについて、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
 - NTT からは、卸については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は必要最小限であるべきとの意見
 - JAIPA からは、卸料金の高止まりや、卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化など接続と同等レベルで規制・検証が必要との意見

¹³ 非効率性を排除するため、実際の費用ではなく、モデルで費用を算定して接続料を設定。

(参考)【論点 8-1】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(卸に係る規律の在り方)

- ・ 卸については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は必要最小限であるべき。
- ・ 卸料金の高止まりや卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者には重大な影響が生じる懸念があり、光卸の規律強化が必要。

【論点 8-2】 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制

- 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制は、現行、NTTドコモに対してのみ課されているが、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
 - NTTからは、NTTドコモの携帯電話の契約数のシェアは、競争の進展に伴い、約6割から約4割以下にまで減少する¹⁴等、競争優位性はなくなっていることを踏まえれば、NTTドコモだけに禁止行為規制を課することは適当ではなく、撤廃していただきたいとの意見
 - テレコムサービス協会からは、MVNO が公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要との意見

(参考)【論点 8-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(MNO に対する行為規制の在り方)

- ・ 競争的な事業者に成長した MNO に対して行為規制を課するのは合理的。

【事業者等からの主な意見】

(MNO に対する行為規制の在り方)

- ・ NTTドコモの携帯電話等の契約数シェアは、競争の進展に伴い、約6割から約4割以下にまで減少する等、競争優位性はなくなっていることを踏まえれば、

¹⁴ 禁止行為規制の適用根拠となる収益シェアについて、NTTドコモは40%を超過。

NTTドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当でなく、撤廃していただきたい。

- ・ MVNO が公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が高い事業者として、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3者に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要。

【論点 8-3】 電話時代の規制・ルール

- NTTからは、今後メタル設備を縮退すること等を踏まえれば、電話時代の規制・ルール(LRIC 接続料¹⁵、プライスキャップ規制¹⁶等)は廃止すべきとの意見が表明されたが、この点について、どのように考えるか。
- Eメールや国際電話といった電報の代替的なコミュニケーション手段の普及や取扱通数が電気通信事業法制定当時から大幅に減少していること等を踏まえ、国際電報事業(廃止)の認可制、契約約款の認可制等について見直しが要望されているが、この点について、どのように考えるか。

(参考)【論点 8-3】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(電話時代の規制の見直し)

- ・ 今後、メタル設備を縮退すること等を踏まえれば、電話時代の規制・ルール(LRIC 接続料、プライスキャップ規制等)は廃止すべき。
- ・ Eメールや国際電話といった電報の代替的なコミュニケーション手段の普及により国際電報の取扱いが大幅に減少したことや国際電報の取扱いを廃止した国も増えている状況を踏まえ、国際電報に係る制度が適切かどうか検討してもらいたい。

【論点 8-4】 5G(SA)時代の機能開放

- 5G(SA)時代の機能開放として、以下の4類型が考えられ、テレコムサービス協会からは、RAN シェアリングによるフル VMNO 等の早期実現が必要との意見があった。いずれの機能の開放形態においても、MVNO が実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNO と MVNO の相互理解を深めていくことが必要であるが、事

¹⁵ LRIC については、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられている。

¹⁶ 論点2及び3参照。

業者間協議を加速し、MNO による機能開放を促すためには、こういった仕組みが考えられるか。他にどのようなことが必要と考えられるか。

- L3 接続相当(サービス卸)
- ライト VMNO(スライス卸/API 開放)
- L2 接続相当(PCC 接続方式/ローミング接続方式)
- フル VMNO(RAN シェアリング)

(参考)【論点 8-4】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(MNO による機能開放の在り方)

- ・ 5G(SA)時代において、MNO による積極的な機能開放を促すための制度化や MVNO が金銭を対価に MNO 設備の共用に参加できる枠組み(RAN シェアリングによるフル VMNO 等)の早期実現が必要。

論点9 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

1. 現状と課題

- ① 現行の電気通信事業法は、ネットワーク設備を自ら設置し、又は、他人の需要に応じて通信を媒介する者に着目した規律の構造となっている。これは、同法の制定当時に主であった固定電話がネットワーク設備を設置する者間で設備を接続し通信を媒介する形態で提供されるサービスであったことに起因している。
- ② ネットワーク技術の進化により、電話交換機・専用機から、IP ルータ・汎用機に移行しており、近年は、汎用機器とソフトウェアで機能を実現する仮想化や、通信事業者が自ら設備を所有しないクラウド化が進展している。
- ③ また、近年では、ネットワークの仮想化・クラウド化により、プラットフォームによるレイヤーを超えた影響力が拡大している。

2. 論点

【論点 9-1】 ネットワークの仮想化・クラウド化

- 今後、ネットワークの仮想化・クラウド化により、ネットワークレイヤーにおいても、ネ

ットワーク設備とネットワーク機能の分離により、他者設備を利用した効率的なサービス提供や、ネットワーク機能のみを提供するクラウド事業者の増加等が想定される。このような環境変化を踏まえ、ネットワーク設備の設置や他人の需要に応じた通信の媒介行為に着目した規律の在り方について、公正競争の確保、サービスの安定的な提供や利用者保護等の観点から、どのように考えるか。

- また、ネットワークの仮想化などを踏まえて、物理的設備を起点に「電気通信役務」や「電気通信事業者」といった概念が構築されている現在の体系について、どのように考えるか。

(参考)【論点 9-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(上位レイヤー事業者に対する規制の在り方)

- ・ 電気通信事業法の公正競争の観点は、設備よりももう少し上流のレイヤーに目を広げるべき。
- ・ クラウド事業者には、届出制や退出規制、データポータビリティの義務付け等、何らかの規制は必要。
- ・ プラットフォームの事業が情報通信サービスの重要なピースの一つを構成する以上、電気通信事業法の中でも何らかし手当をすべき時代に入っている。

(プラットフォーム間の相互運用性の確保)

- ・ プラットフォーマー間の相互接続性はもちろんあるのが望ましいが、どの程度類似性を持ったサービスとなったタイミングで誰が相互接続性を要求するかが課題。

(電気通信事業法の規制対象)

- ・ 電気通信事業であるか否かの線引きは、現状に即しておらずわかりにくい面もあり、今後電気通信事業法の議論の中で検討していく必要がある。

【事業者等からの主な意見】

(上位レイヤー事業者に対する規制の在り方)

- ・ 上位レイヤー事業者に対する規制要件は、必要以上のものを設けるべきではない。

- ・ クラウド事業者について、規制よりも競争の中で消費者の選択により解決することを目指すべき。
- ・ クラウドサービス事業者自身が、全ての電気通信サービスを提供するということではないので、規制の内容は慎重に検討すべき。
- ・ 我が国におけるイノベーション促進を阻害しないよう、クラウド事業者への規制の導入には慎重であるべき。
- ・ 技術基準に限らず、加入者識別番号(IMSI)の利用条件や、「設備の設置」の解釈等、クラウドネイティブな情報通信ネットワークの実現に向けて障害となっている規制について、速やかに見直しが必要。(再掲)

(プラットフォーム間の相互運用性の確保)

- ・ 現在でもスマートフォンのデータシェアリング機能、メッセージング機能等においてプラットフォーム間の相互運用性がなく、ユーザーにとって不利益となっている。今後進展していく自動運転や教育、医療においても、プラットフォーム間の相互運用性が確保されていないと、公共の福祉を大いに損なうため、必要な規制の枠組みの議論を始めることが重要。

論点 10 我が国の情報通信産業の国際競争力の強化

1. 現状と課題

- ① 情報通信の技術革新が急速に進展しており、我が国の情報通信産業における国際競争力の強化は喫緊の課題となっている。
- ② 国際市場においては、AI・ロボット市場の拡大やコロナ禍や温暖化等を契機としたDX・GX投資の増加により情報通信インフラへの需要が急増している。
- ③ 競争力の源泉となる研究開発については、GAFAM等の海外大手事業者と比較して、国内大手通信事業者の研究開発費が、金額及び対売上高比率の双方において大幅に低い。

2. 論点

【論点 10-1】国際展開の推進

- 総務省においては、「総務省海外展開行動計画 2025」(2022年7月21日策定)を推進する中で、特に、各国で今後も積極的な投資が見込まれる5G/Open RAN

や、我が国の国際競争力が高い光海底ケーブル、データセンターの整備等の分野において積極的な支援を進めることが重要ではないか。

- 具体的な支援手法については、国際展開支援のための予算施策に加えて、具体的な案件形成に向けた現地機関、国際機関とのネットワーク強化、事業の大型化や経済安全保障等の観点で期待が高まる海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「JICT」という）等との連携を通じた投資等の拡大などを引き続き進める必要があるのではないか。

(参考)【論点 10-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(設備投資による国際競争力の強化)

- ・ 最新の IT 設備への設備投資を行うことが国際競争力強化に繋がることから、設備投資へのインセンティブの確保に関しても何らかの措置を検討すべき。

(経済安全保障と関連する国際展開の推進)

- ・ 海外投資案件には、中長期的に経済安全保障上の意義が大きいものもあり、我が国の国際通信の 99%をカバーする海底ケーブルへの投資が重要。

【事業者等からの主な意見】

(国の関与の在り方)

- ・ グローバル競争について国の戦略を考えるに当たっては、電気通信事業に限定して考えるのではなく、デジタルサービスや端末、通信機器等を含めた幅広い産業政策の視点から検討することが重要。
- ・ グローバルスタンダード獲得に向けて、国内における先行的な実証や実装の支援による実績作り、海外政府・企業等への技術紹介の機会創出、進出国における共同研究や実証実験等への支援、特に電波等の技術規格や法規制の異なる国をターゲットとした場合の開発支援等が重要。
- ・ 国からの支援として、国際展開に必要な資金及び現地との折衝の支援並びに展開する技術及びサービスの標準化の支援等が必要。

(経済安全保障と関連する国際展開の推進)

- ・ 政府系ファンドである JICT としては、国際展開に当たり、経済安全保障の重要性を認識している。

(国際展開のため支援すべき分野)

- ・ 光海底ケーブル施設、データセンター、小型携帯電話基地局について我が国の国際競争力は高く、今後の成長にも期待。また、デバイス単位での他国製品との差別化は困難であり、海外事業投資(プロジェクト、M&A)による海外展開に要着目。
- ・ O-RAN について、日米連携の更なる強化を通じ、第三国への展開がより積極的になされるよう、研究開発支援だけでなくマーケティング等にも利用可能な柔軟かつ大規模な経済的支援が必要。

【論点 10-2】 研究開発の推進

- 我が国の情報通信産業全体における国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るためには、次世代の情報通信インフラとなることが見込まれる Beyond 5G (6G)をはじめとする先進的技術の開発・社会実装・海外展開が進むよう、産学官がそれぞれの役割を果たす形で取組を強化することが必要ではないか。
- そのためには、どのような取組が必要と考えられるか。例えば、社会実装や海外展開を見据えた研究開発や国際標準化活動へのインセンティブを確保し、民間企業や大学、基盤的な研究等を担う NICT 等に対する支援等の枠組みが引き続き重要ではないか。

(参考)【論点 10-2】に関連する主な意見

【事業者等からの主な意見】

(研究開発等において支援すべき分野)

- ・ 生成 AI の登場に伴い AI の学習に必要な計算能力が加速度的に増加していることを踏まえると、我が国も国際的に見劣りしない研究開発環境を整え、当該分野をリードしていくためには、大規模な計算資源の確保や低消費電力化の推進等が必要で、そのための政策的支援の充実が求められる。
- ・ 国際展開の観点から、AI の活用や高度なデータ活用が急速に進展する中で、

HPC¹⁷や量子技術等、コンピューティング技術の研究開発や情報通信インフラとしての計算資源の整備及びネットワークとの融合が重要。

- ・ 米国プラットフォームへの依存度が高まる傾向にあるが、国産クラウド・プラットフォームの育成の観点も必要。

論点 11 外資規制

1. 現状と課題

- ① 電気通信事業法における外資等規制は、累次の規制緩和を経て全て廃止¹⁸され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は外為法(外国為替及び外国貿易法)により規律されている。
- ② 外為法における外資規制は、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すため、国の安全を損なうおそれのある1%以上の個々の株式取得について事前届出により個別審査¹⁹を行う等の規制を課している。
- ③ NTT 持株については、外為法に加え、NTT 法において、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、外国人の議決権保有割合が3分の1以上となることを禁止²⁰している。

2. 論点

【論点 11-1】 NTT に対する個別審査と総量規制

- NTT については、これまで外為法の「個別審査」と NTT 法の「総量規制」が相まって外資から保護を図ってきたところ、以下の点を踏まえ、NTT に対する「個別審査」「総量規制」の在り方について、どう考えるか。
 - 外為法と NTT 法では、以下のように目的と手段に差異があること
 - ・ 外為法の目的は「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の

¹⁷ High Performance Computing

¹⁸ 1994年に国際衛星通信事業者、WTO自由化約束を経て1998年に旧第一種電気通信事業者に対する外資規制を撤廃。

¹⁹ 一定の基準を遵守した場合には、事前届出の免除あり。

²⁰ 立法当時は外国人等による株式保有を禁じていたが、1992年にはその保有割合が5分の1未満まで緩和され、2001年に現行制度に改められた。

平和及び安全の維持を期す」こととされる一方、NTT 法の目的は、業務・責務の適切な遂行・履行の担保のため、外国の影響力に対する経営の自主性を確保することであること

- ・ 外為法は居住要件を採用しているため、日本に居住する外国人は規制対象外となる一方、NTT 法は国籍要件を採用しているため、全ての外国人が規制対象となること
 - ・ 外為法は、国の安全を損なうおそれのある投資を個別審査するため、NTT の外資比率と無関係に不適切な投資を防止できるのに対し、NTT 法は、総量規制であるため、閾値を超える投資はその内容に関係なく防止できること
- 米、韓、豪などのように、個別審査に加えて、個別法で総量規制がある国がある一方、英、仏、独などのように、個別法の総量規制はなく、個別審査のみの国もあること

(参考)【論点 11-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(NTT 法の外資規制と外為法の両法による外国性の排除)

- ・ 外為法は「国の安全を損ない、又は公の秩序の維持を妨げる事態が生じるおそれ」がある株式取得に限定してその中止勧告・命令をするもの。一方、NTT 法はこのような限定なく、3分の1以上の外国人の議決権保有を確実に防止するものである点に留意。
- ・ 情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT 法は重要。外為法の投資規制は、外国投資家が対象であり日本の投資家に適用はない。また規制の強化は経済活動を阻害し得る。外為法と個別法の両方が必要ではないか。
- ・ 投資家による外資のフローに対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的で画一的な、ストックの規制を課す個別法を代替するのは難しい。
- ・ 外為法の事前審査で NTT 法と同様の外資等規制が実現できる保証はなく、NTT 法の外資等規制には一定の合理性がある。当該規制を廃止することについては、慎重に議論する必要がある。
- ・ 居住を基準に外国投資家を判断する外為法では捕捉しきれない事例についても、

国籍を基準に判断する NTT 法は制限できる。

(NTT 法における外資規制の代替措置)

- ・ 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の国際協定との関係で問題がないか、慎重な検証や検討が必要になるが、安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難。
- ・ 電気通信事業法による外資規制は、かつては相互主義の発想に基づいていたこともあり、日本の対外投資に影響が出る可能性も考えられる。
- ・ 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に日本株での資金運用を思いとどまらせ、日本株から離れてしまうことが懸念される。

(その他)

- ・ NTT 法の外資規制を見直す場合、保護法益も考慮しつつ、他の法律も含めてどのような枠組みで保護法益を担保するかを検討すべき。

【事業者等からの主な意見】

(NTT 法の外資規制と外為法の両法による外国性の排除)

- ・ 外国人の株式取得制限は安全保障上の観点からも重要であり、外為法の強化等を検討することが必要。
- ・ NTT が公社から承継した電柱・管路等の設備は、「特別な資産」であり、外資から保護する必要がある。

【論点 11-2】 NTT 以外の主要事業者に対する規制

- NTT について、個別審査に加えて総量規制も引き続き必要と考える場合、NTT 以外の主要な電気通信事業者に総量規制を課すことについて、以下の点なども踏まえ、どのように考えるか。
 - NTT が電電公社から承継した線路敷設基盤は「特別な資産」であり、他の主要事業者に比べて、外資から保護することが特に必要との考え方もあること
 - KDDI、ソフトバンクなど、NTT 以外の事業者についても、その提供する重要な役務の安定的な提供を確保するため、経済安全保障推進法の特定社会基

盤事業者として指定されていること

- ▶ NTT だけに外資規制を課すだけでは不十分であり、主要事業者も対象とすべきとの考え方もあること
 - ▶ WTO 等の国際協定上の例外措置として留保が可能か否かについて数年を要する可能性のある国際交渉が必要となること
 - ▶ 国際協定では安全保障例外が認められるが、その範囲が狭いため、その適用は慎重に検討する必要があること
- 上記で主要事業者に総量規制を設けることが必要と考える場合、主要事業者の範囲についてどう考えるか。

※ なお、外為法の強化について、財務省より以下の意見が表明された。

- ・ 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の国際協定との関係で問題がないか、慎重な検証や検討が必要となるが、安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難となり得る。
- ・ 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に日本株での資金運用を思いとどまらせ、日本株から離れてしまうことが懸念される。
- ・ NTT 法の外資規制について、目的と対象が違うため外為法で完全に代替することは難しい。

(参考)【論点 11-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(国際交渉の必要性)

- ・ 外資規制を撤廃した電気通信事業法で、複数の事業者に再び外資規制を導入する場合、国際的な交渉が必要であり、長期化が予想される。

【事業者等からの主な意見】

(他の通信事業者への規制の必要性)

- ・ 外為法の強化等が必要。他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め産業全体で対応すべき。

- ・ 主要事業者を対象とする法律で実現することを検討すべき。

論点 12 外国人役員規制

1. 現状と課題

- ① NTT 法は、我が国を代表する基幹的電気通信事業者としての役割、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、外国の影響力に対する経営の自主性を確保するため、NTT 持株と NTT 東西について外国人役員規制（取締役・監査役等が対象）を設けている。
- ② グローバル化が進む中、外国人役員規制によって外国人が役員に就けないことは、今後の国際展開を進めていく上で支障になり得る。
- ③ このため、通信政策特別委員会（以下「委員会」という。）の第一次報告書では、NTT 法の外国人役員規制は、速やかに緩和することが適当であると提言したところである。

2. 論点

【論点 12-1】 NTT に対する規制

- 第一次報告書では、NTT 法の外国人役員規制は、速やかに緩和することが適当と提言したところであるが、論点 11 の外資規制の検討等を踏まえつつ、他の代替措置を講ずることの可否を含め、更なる緩和や撤廃をすることについてどう考えるか。

【論点 12-2】 NTT 以外の主要事業者に対する規制

- 仮に、NTT に対する外国人役員規制について要件緩和した上で引き続き課すこととする場合、NTT 以外の主要な電気通信事業者に対しても同様の外国人役員規制を課すことについて、外資規制の場合と同様に、国際協定上の留保措置が必要となる点を含めて、どのように考えるか。
- 上記で主要事業者に外国人役員規制を設けることが必要と考える場合、主要事業者の範囲についてどう考えるか。

論点 13 政府の株式保有義務

1. 現状と課題

- ① NTT 法は、政府が安定株主となることで、特定の者による経営の支配や株主権の濫用を回避し、NTT の経営の安定と適正な事業運営を確保するために、政府が3分の1以上の株式を保有することを義務付けている。
- ② NTT は、政府の株式保有について、一義的には政府が判断するものとし、賛否を示していない。
- ③ 一方で、委員会の委員や事業者等からは、公社から承継した財産の公共性や運用管理の安定性のため、政府株式保有の見直しは慎重に議論すべきとの意見があった。

2. 論点

【論点 13-1】政府の株式保有義務

- 政府の株式保有義務は、NTT の業務・責務の適切な遂行や履行を担保するための措置であることから、業務・責務の在り方が整理された上で改めて検討する必要があるが、以下の点などを踏まえ、その在り方をどう考えるか。
 - 政府が引き続き3分の1以上の NTT 株を保有する場合、特別決議の拒否権を通じ、短期的な利益を追求する株主等に影響されずに、着実に経営の安定と適正な事業運営を確保することができると考えられること
 - 他方、政府が引き続き、特別決議への拒否権を通じてある程度の経営への介入が可能な状態であると、他の許認可等を緩和した場合でも、NTT が求める効率的かつ機動的な事業運営に対する一定の制約が生じ得ること
 - 政府の株式保有義務がない特殊会社もあり、NTT についても、政府の株式保有義務がなくても、一定の許認可等の担保措置を講ずることで必要な監督を行うことが可能であること
 - また、政府の株式保有義務が撤廃されても、事実上、政府が一定の株式を保有し続けることとする場合は、これにより、株式を保有していない場合と比して、経営の安定と適正な事業運営を確保することが可能であること

(参考)【論点 13-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(政府保有義務の必要性)

- ・ 政府の株式保有義務は、より制限的でない他に代わり得る手段が存在する場合、その在り方を検討することが必要。
- ・ 公社から承継した財産の公共性や運用管理の安定性のため、政府株式保有の見直しは慎重に議論すべき。

【事業者等からの主な意見】

(政府保有株の売却時の留意事項)

- ・ 仮に、政府保有株が売却される場合は、段階的な売却をする等、既存株主利益の保護の観点での検討をお願いしたい。

(政府保有義務の必要性)

- ・ 外資規制や株式の政府保有義務は、NTT が保有する「特別な資産」の公共性や安定的提供の観点から規定されているものであり、安全保障の観点からこれらの規定については議論することが必要。

【論点 13-2】 黄金株の発行

- 仮に政府の株式保有義務を撤廃した場合、特定の者による経営の支配や株主権の濫用を防ぐ観点から、黄金株(拒否権付種類株式)を発行することも考えられるが、これまで上場後に黄金株を発行した事例はなく²¹、以下の点などを踏まえると、現実的に発行は難しいのではないかと。
 - 東京証券取引所では、上場会社が重要事項の拒否権を定めた黄金株の発行を決定した場合、株主等の利益を侵害するおそれが少ないと認める場合を除き、上場を廃止するとしていること²²
 - 欧州では、黄金株は EC 法で違反とされ、英・伊・蘭等で黄金株が廃止されたこと

²¹ 上場会社の黄金株発行事例としては、株式会社 INPEX(旧国際石油開発帝石株式会社)の事例があるが、当該黄金株は、上場前に発行を決議した上で、上場と同時に発行されたもの。

²² 既上場会社が新たに拒否権付種類株式を発行する場合については、既存の一般株主の利益が侵害されるおそれが大きいと、上場廃止に係る規定の例外の適用は慎重に行われている。

- 黄金株の発行には、定款の変更が必要であり、定款の変更には株主総会の特別決議が必要になること

(参考)【論点 13-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(NTT 東西における黄金株の発行)

- ・ 仮に、政府の株式保有義務を撤廃した場合には、非上場企業の NTT 東西が黄金株を発行し、政府が保有することも検討できるのではないかと。

【事業者等からの主な意見】

(黄金株についての懸念)

- ・ 既上場企業にとって、黄金株の導入は、株価への悪影響は避けられず、特別多数決を得られるかの問題もあるため、現実的ではない。
- ・ 黄金株は、欧州では違法であるという判断が出ており、踏み切るのはなかなか難しい。
- ・ NTT 東西の黄金株発行については、NTT 持株の株価が、グループ内の連結している利益や売り上げの総体に基づいて形成されていることを踏まえれば、仮に NTT 東西であったとしても黄金株が適用されるとすれば、株主権の侵害になる。

論点 14 各種認可事項等

1. 現状と課題

- ① NTT 法は、NTT 持株・NTT 東西のそれぞれの事業が、基盤的技術の研究開発や電話のあまねく提供の確保という重要な公共性を有していることから、その適切な遂行・履行を図るため、以下の事項について総務大臣の認可を受けなければならないこととしている。

(ア) NTT 持株・NTT 東西の定款変更(会社の組織、資本、運営等に関する基本的規則であるため)

(イ) NTT 持株・NTT 東西の合併、分割及び解散の決議(会社の根本に触れる重要事項であるため)

(ウ) NTT 持株の剰余金処分(資産を外部に流出させるものであり、その有効適正な用途を確保するため)

(エ) NTT 持株・NTT 東西の事業計画(適確な事業の遂行を確保するため)

(オ) NTT 持株の取締役及び監査役の選任及び解任(会社の職務執行や監査の機関として相応しい者であるかを担保するため)

(カ) NTT 持株の新株募集(将来にわたる適切な事業運営を確保する観点から、新株募集の必要性、妥当性等を審査するため)

- ② また、NTT 持株及び NTT 東西の事業が適確に遂行されているかを把握するために、財務諸表の提出を義務付けている。
- ③ 上記事項のうち、特に株主総会の特別決議を要する重要事項については、政府の保有株式に基づく議決権により、株主総会においてその高い公共性が確保されるように拒否権を発動できることから、総務大臣の認可と株主総会決議の差異によって会社の経営に混乱をきたすことを避けることができる。
- ④ NTT からは、各種認可制度等に向けた事前の準備や政府に対する説明等の対応、認可制度等を背景とした政府からの各種報告・説明依頼等に伴う稼働が発生していることから、少なくとも効率的かつ機動的な事業運営を行う観点から各種認可制度等を見直すことを要望する意見があった。

2. 論点

【論点 14-1】 各種認可事項等の在り方

- 各種認可事項等は、NTT の業務・責務の適切な遂行や履行を担保するための措置であり、原則として、業務・責務の在り方に合わせて改めて検討する必要があるところ、各種認可事項等の趣旨や他の特殊会社の例を踏まえ、その在り方についてどう考えるか。

(参考)【論点 14-1】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(担保措置に関する考え方)

- ・ 事業計画の認可を含む各種担保措置は、NTT が担うべき業務や責務について適切な遂行・履行を確保するために必要な範囲のものとし、その趣旨に則った運用を行うことが必要。

- ・ 大臣認可事項の中で、剰余金処分と新株募集については、株主総会の普通決議で済む事項なので、早期に検討しても良い。

【事業者等からの主な意見】

(担保措置の見直し)

- ・ ユニバーサルサービス責務や研究開発の責務が見直されるのであれば、各種認可事項(役員選解任、事業計画、新株発行、定款変更、剰余金処分等)は不要となる。また、効率的かつ機動的な事業運営を実現する観点からも当該規律は見直しが必要。

(担保措置の維持)

- ・ 公社から承継した資産等はあらゆる通信サービスで用いられるので、これらを有する事業者は国民の利益保護の観点から一定の制約を受けるべき。
- ・ NTT グループにおける合併は電気通信事業法において担保する事項にも影響があるため、事業計画についての認可規定は必要。

【論点 14-2】社名の変更

- NTT からは、「電信」も「電話」も事業の主体とマッチしていないため、自社で社名を変更・決定できるようにしてもらいたいとの要望が示されているが、この点についてどのように考えるか。

(参考)【論点 14-2】に関連する主な意見

【委員等からの主な意見】

(社名の変更)

- ・ 電信サービスは提供していないので社名を変更してほしいという NTT の要望を踏まえ、法律名も含め、何らかの手当を考えても良い。
- ・ NTT の商号変更について、総務省で何らかの手当を検討すべき。

【事業者等からの主な意見】

(社名の変更要望等)

- ・ 「電信」も「電話」も事業の主体とマッチしていないため、自社で社名を変更・決定

できるようにしていただきたい。

- 社名変更を総務省に相談したことはない。